

# 平成 30 年度第 1 回習志野市総合教育会議 会議録

日 時：平成 30 年 8 月 22 日(水) 午後 3 時 30 分から午後 4 時 25 分まで

場 所：市庁舎 3 階 大会議室

委員出席者：宮本市長、梓澤委員長、古本委員長職務代理者、貞廣委員、植松教育長

委員欠席者：赤澤委員

説明員出席者：櫻井学校教育部長、斉藤生涯学習部長、天田学校教育部次長、岡村生涯学習部次長、奥井生涯学習部副参事、三角教育総務課長、渡辺青少年センター所長、本間学校教育課主任管理主事、金子学校教育課管理主事、平野防犯安全課長、齋藤道路課長、河合道路課主査、鶴澤都市環境部副技監、山口都市環境部主幹、山本建築指導課係長

事務局出席者：遠山政策経営部長、内海政策経営部次長、江川政策経営部副技監、奥山政策経営部主幹、渡部副主査、吉田

議 題：(1)通学路の安全確保について  
(2)その他

議 事 録：

宮本市長	<p style="text-align: center;"><b>市長挨拶</b></p> <p>本日はお忙しい中、習志野市総合教育会議に御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、教育委員の皆様におかれましては、日頃より本市教育の充実、発展に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。</p> <p>さて、総合教育会議は、平成 27 年 4 月 1 日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されたことに伴い、首長と教育委員会の、対等な執行機関どうしの協議及び調整の場として設置されたものであります。</p> <p>また、本会議の協議事項は、同法第 1 条の 4 第 1 項に定められており、昨年度の第 1 回目の会議においては、「平成 29 年度 教育予算」並びに「いじめ防止に向けた取組について」、第 2 回目においては、「子どもの生活に関する実態調査」を議題とし、大変有意義な意見交換をさせていただきました。</p> <p>本日は、「通学路の安全確保について」を協議事項といたします。</p> <p>教育委員の皆様と十分な協議をさせていただき、教育政策の方向性の共有と執行に、努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
------	--

<p>一同</p> <p>宮本市長</p>	<p style="text-align: center;"><b>開 会</b></p> <p>これより、「平成30年度第1回習志野市総合教育会議」を開会いたします。</p> <p>本会議は、「習志野市総合教育会議の運営に関する要領」第 4 条において、構成する委員の過半数の出席が、会議の成立要件と規定されております。本日の出席委員は、6 名のうち 5 名の出席であります。よって、本会議は成立いたしました。</p> <p>続いて、お手元の、会議次第を御覧ください。本日は、会議次第に沿って、「会議録の作成等」「会議録署名委員の指名」についてご審議いただき、協議事項といたしまして、「通学路の安全確保について」、担当課から説明させていただいた後、ご議論をいただきたいと考えます。限られた時間の中で、有意義な会議を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、御協力の程よろしく申し上げます。</p> <p>なお、本会議は、公開となっております。しかしながら、審議事項の内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、改めて審議することいたします。これにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。それではそのように取り扱うことに決定します。</p> <p>また、傍聴者につきましては、定員に達するまでの間は、随時、入室がありますので、御承知おきください。また、傍聴者の皆様には、会議の傍聴に際しまして、入口でお配りした注意事項を遵守いただくよう、お願いしております。</p> <p style="text-align: center;"><b>議 事</b></p> <p>日程第 1、会議録の作成等についてお諮りします。</p> <p>会議録につきましては、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載したうえで、非公開の審議事項を除く記録について、本市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えますが、これに御異議ありませんか。</p> <p>一同</p> <p>異議なし</p>
-----------------------	--

平成 30 年度第 1 回習志野市総合教育会議 会議録

<p>宮本市長</p>	<p>異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定します。</p> <p>次に、日程第 2、会議録署名委員の指名について、お諮りいたします。 会議録の作成に当たりましては、正確性、公正を期するため、古本委員を指名させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>宮本市長</p>	<p>異議なしということで、古本委員を指名させていただきます。</p> <p>続きまして、日程第 3、協議に移ります。 協議事項の(1)「通学路の安全確保について」、学校教育課から、説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>「通学路の安全確保について」、ご説明いたします。 まず、通学路の一般的な定義です。 平成 28 年 3 月に文部科学省大臣官房 文教施設企画部から出された「小学校施設整備指針」「中学校設備整備指針」によると、それぞれ「第 2 章 施設計画、第 1 節 校地計画、第 3 通学環境、2 通学経路」に「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど、安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい」とあります。 これを受け、教育委員会といたしましては、「児童・生徒が学校に通学するための安全な道路」としております。 保護者が児童・生徒の通学経路を、「家庭環境調査票」等に記載し、学校に報告します。 学校はこれらを集約し、教育委員会に提出します。 こうすることによって、教育委員会は各校の通学路の把握に努めております。 なお、学校が集約するにあたって、ある程度の基準を設ける必要があるため、次の 2 点を法的根拠としております。 1 点目は、「交通安全施設等整備事業に関する法律施行令」の第 4 条の 1 項、「一日につき、おおむね 40 人以上が通行する道路」であります。 2 点目は、同じく「交通安全施設等整備事業に関する法律施行令」の第 4 条の 2 項、「小学校等の敷地の出入口から 1 キロメートル以内の区域」であります。</p>

	<p>この法令は、幼児・児童を対象にしたものでありますが、習志野市では中学校でもこれに準じ、通学路を定めております。</p> <p>次に、「通学路安全対策協議会」の設置に向けた流れについて、ご説明いたします。</p> <p>平成 25 年 5 月 31 日、文部科学省、国土交通省、警察庁から通知が出され、通学路における交通安全の確保のため、定期的な合同点検の実施が求められました。これを受け、平成 25 年度より、習志野市でも「通学路安全対策協議会」を立ち上げました。平成 26 年度からは中学校が参加し、平成 27 年度からは習志野市PTA連絡協議会も加わりました。</p> <p>通学路安全対策協議会の目的は、通学路における危険箇所の共通理解及び通学路の安全を確保するため、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行い、地域全体で安全対策を講ずるためであります。</p> <p>協議会委員につきましては、7 ページのとおりです。</p> <p>なお、平成 29 年度からは、防犯の面から青少年センターにも参加していただいております。</p> <p>「通学路安全対策協議会」の活動内容について、今年度のものを紹介いたします。</p> <p>第 1 回は 5 月 22 日に、総合教育センターにおきまして、開催しました。委嘱状の交付、年間計画の確認などを行いました。</p> <p>第 2 回は 7 月上旬に、各小中学校の学区で、合同点検を実施しました。合同点検につきましては、この後、詳しくご説明いたします。</p> <p>第 3 回は 11 月 14 日に、総合教育センターにおきまして、開催する予定であります。</p> <p>合同点検のまとめの報告、来年度の計画の話し合いなどを行う予定です。</p> <p>7 月上旬に行いました合同点検に向けた流れについて、ご説明いたします。</p> <p>まず、各校において、学区の交通安全や防犯の面で懸念される箇所について、情報を収集いたします。</p> <p>情報収集については、職員の見回り、児童生徒、保護者、地域からの情報提供など、さまざまであります。</p> <p>その中から、特に緊急を要すると思われる箇所を 4 か所程度、点検箇所として選び、学校教育課に提出します。</p> <p>点検箇所を 4 か所程度としているのは、各校の点検時間が 1 時間ほどであるためです。</p> <p>学校教育課は提出されたものを集約し、習志野市役所道路課、習志野</p>
--	--

	<p>警察署交通課、青少年センターに情報を共有します。</p> <p>こうして、それぞれの部署が担当することになる箇所を確認した上で、合同点検を迎えます。</p> <p>10 ページは今年度の合同点検の様子です。</p> <p>向山小学校から国道 14 号線に出てくる交差点でPTAの方が危険な箇所を説明しています。</p> <p>5 日間にわたり、23 校すべてにおいて、合同点検を実施いたしました。</p> <p>合同点検では、各校からの要望について、習志野市道路課や習志野警察署交通課が対策について、回答します。その場で即答できないものについては、担当課において協議・検討してくださっています。11 月 14 日に開催予定の第 3 回で、合同点検のまとめを報告いたします。</p> <p>なお、対策については、年度内にかけて、新規設置や修繕が行われ、児童生徒の安全確保のため、改善されていきます。</p> <p>昨年度の合同点検における対策について、紹介いたします。</p> <p>まず、12 ページの「電柱幕」です。</p> <p>これは、路面標示や標識の設置が難しい箇所では有効な方法です。運転手に注意喚起を促します。</p> <p>13 ページは、「路側帯カラー舗装」です。</p> <p>写真の緑色に舗装された部分がそれにあたります。運転手に注意喚起を促すだけでなく、歩行者に歩道の意識をもたせます。道幅が狭く歩道がなかったり、ガードレールが設置できなかったりする箇所では有効な方法です。</p> <p>14 ページは「減速ドット線」です。</p> <p>運転手がスピードを出しやすい箇所では有効な方法です。この写真は、奥に横断歩道があり、信号の設置ができない箇所でも用いられます。視覚的に道幅が狭く感じ、スピードの減速につながります。</p> <p>15 ページは、「門型車止め」と「ストップマーク」です。</p> <p>自転車や歩行者の飛び出しを防止するために有効な方法です。この「ストップマーク」は、注意喚起を促すため、横断歩道の直前に塗装されることもあります。</p> <p>このように、合同点検をすることによって、児童・生徒の安全対策は年々積み重ねられております。</p> <p>今後も、児童・生徒の安全確保のため、引き続き、この「安全対策協議会」の取り組みを続けてまいります。</p> <p>最後に、通学路におけるブロック塀の一斉調査について、お話しします。</p> <p>6 月 18 日の大阪北部を震源とする地震により、小学 4 年女児が倒壊したブロック塀の下敷きになるという痛ましい事故が起きました。</p>
--	--

<p>宮本市長</p>	<p>これを受け、各小・中学校に通学路のブロック塀について、一斉調査の依頼をいたしました。6 月 27 日までに各校から回答がありましたが、これは教員の目視による点検であります。</p> <p>そこで、建築指導課や都市政策課といった専門の課に情報を共有しました。</p> <p>学校では、「大きな揺れを感じたらブロック塀から離れる」など、児童生徒に対する指導は日々行っているところであります。これからも、指導を充実させていきたいと思っております。</p>
<p>古本委員</p>	<p>それでは、協議事項について、質疑や御意見を伺います。</p> <p>今回、議題をいただきまして、自分なりに考えてまいりました。</p> <p>通学路というのは、交通事故も含めたハード的な面と、ソフト面として人為的な被害や変質者といった者から生徒の安全を守るといった、二つの面があると思います。恐らく一か所だけの部署で守れるものではなく、道路の整備、家の整備もそうですし、生徒さんを守るという市民の意識も非常に重要だと思っていました。</p> <p>先ほど、通学路のブロック塀の一斉調査について、お話がありました。自分の家にもブロック塀があります。市民の方々のブロック塀対策は、どうしたら良いのでしょうか。持ち主の問題なのか、それとも、持ち主に注意喚起するなどしているのでしょうか。</p>
<p>建築指導課</p>	<p>ブロック塀の危険性について、まず、これまでの調査の経過と結果を、ご報告させていただきます。</p> <p>平成 25 年度に習志野市避難路等沿道ブロック塀実態調査を建築指導課で行いました。この調査は、市内全域の道路、約 384 kmに面するブロック塀等の実態を把握することを目的とした外観調査で、結果は、危険性が高いブロック塀が 29 か所ありました。今年 6 月に起きた、大阪北部地震におけるブロック塀倒壊による事故を受け、危機管理監より、市管理施設等におけるブロック塀による危険箇所についての一斉調査の依頼がありましたので、再度、この 29 件について急遽調査を行いました。</p> <p>結果は、平成 25 年度の調査後の約 5 年間で、改修等されたものもあり、現在においても危険性が高いと外観から判断したブロック塀等は、19 件でありました。そのうち通学路に存在するものは、6 件ありました。</p> <p>今後の対応方針としまして、1 点目は、今回の調査で危険性が高いと判断したブロック塀等 19 件については、すでに所有者に対して市から通知文及び国が作成した、「ブロック塀のチェックポイント」を配布して、説明及び指</p>

	<p>導を開始しました。また、今後定期的に調査を行っていく予定であります。</p> <p>2 点目として、平成 25 年度調査で危険性が高いと判断したもの以外のブロック塀等のうち、高さが 2.2mを超えるものについて、再度調査を行っていきたいと思います。</p> <p>再調査の結果、改修等の対応がされていないブロック塀等の所有者に対して、市からの通知文及び国が作成した「ブロック塀のチェックポイント」を配布し、安全点検を行うよう指導します。</p> <p>3 点目として、その他のブロック塀等の所有者に対する対応としまして、市のホームページ及び 8 月 1 日付けの広報習志野にて、ブロック塀等の安全対策についての記事を掲載し、周知を図っています。また、10 月に同様の記事を市政広報用テレビモニターに掲出予定でございます。更に、建築物の建て替えの際、ブロック塀等についても指導を徹底してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、窓口でのブロック塀等の所有者に対する対応について、国の通知に従い、指導等を行います。</p> <p>ブロック塀等の所有者に対して、国が作成した「ブロック塀のチェックポイント」を紹介し、安全点検を行うよう指導します。</p> <p>ブロック塀等の安全点検を専門家に相談したい人に対しては、建築関係団体を紹介します。</p> <p>その対応時に、点検によって危険性が確認された場合の対応として、ブロック塀等の維持管理の責任は所有者にあることから、事故を未然に防ぐためにも改修のお願いと、改修までの期間は、付近を通行する者に対する注意表示をするよう、併せて指導をしたいと考えております。</p> <p>宮本市長 現行の建築基準に極力従い、維持管理すべきであるということが、国民に課せられているということの中で、基本的には、今、建築指導課から説明したように、自ら判断していただいて、積極的に危険であるかどうかという発信を、その方々にして欲しいです。これを行政がやろうとすると、個人情報関係や、風評被害にも配慮しなければならず、はかどりません。なので、当面そのような対応をしていこうと考えております。</p> <p>梓澤委員 習志野市で悲惨な事故が起きないようにという視点の中で、早急に調査してまとめていただいたことは、大変有難いと思っております。やはり、民間に協力していただかないといけないと感じました。改善に係る補正予算の審議が先ほど教育委員会会議でありました。まずは、公として、きちんとしていくべきだと考えております。市長事務部局のご協力もぜひお願いしたいと思っております。</p>
--	--

<p>貞廣委員</p>	<p>通学路の安全確保については、言うまでもなく、事件事故はゼロにしていきたいと思います。最新のものを確認してきていないのですが、千葉県警が、年齢別の事故別・事件別・どこで起きているか、というデジタル地図を県警のホームページで公開をしています。その中には、通学路も貼り付けてありまして、何件ぐらい、どの学年の子どもがどこで事故に遭っているのかが、つぶさに見えるようになっています。</p> <p>また、事件や事故の研究者などの知見によりますと、事故に遭うのが一番多いのが、小学校 1 年生の夏休みまで。しかし、通学路で起きている事件や事故は、相対的に少なく、むしろ通学路以外の、家の近くで、事件・事故に遭っている傾向があります。つまり、通学上の安全を確保するという意味では、通学路の安全確保が一番だと思いますけれども、それに加えて、近隣の死角になる部分での安全確保も重要です。そのためには、やはり地域住民の方々が子どもを見守ってくださることが望まれます。公のサポートも含めて、地域住民の方々が、子どもたちを見守って、育てて慈しんでいただきたい、そういう活動がより推進されていくことをお願いしたいと思います。</p>
<p>宮本市長</p>	<p>正に、そのとおりだと思います。私どもでは、まちづくり会議というものがあります。そういうところを通じて、地域の安全を考えるということで、まちづくり会議の中でも協力いただきたいと感じました。</p>
<p>防犯安全課</p>	<p>委員のご要望のとおり、地域の目というのが、防犯としましても非常に大切だと感じております。まず、子どもたちを取り巻く地域の目ということでは、地域の住民の方、保護者の方たち、我々自治体、放課後児童会、学校、関係機関として、警察のご協力も必要かと思っております。</p> <p>習志野市として行っておりますことは、注意喚起として、こども安全放送を毎日、午後 4 時 45 分に「もうすぐ 5 時になりますから、気を付けて帰りましょう。地域の方たちは見守りをお願いします。」という、お願い事をさせていただいております。</p> <p>また、管理職を対象に、特別防犯パトロールという、青色パトロール車を活用した、地域のパトロールをしており、子どもたちの安全確保に努めております。平成 29 年度は、合計で 205 回、地域のパトロールをしております。</p> <p>それと、合同防犯パトロールとして、市の職員が、午後 3 時から午後 5 時にかけて、パトロールを行っております。</p> <p>また、地域における自主防犯活動団体と一緒に、防犯パトロールも行っております。</p> <p>最後に、交通事故防止として、交通安全教室を各小学校で行い、低学年</p>



<p>青少年センター</p>	<p>には自転車の乗り方等、高学年には、交差点での注意事項等に分けて、教育の一助とさせていただいております。</p> <p>中学生に対しては、スケアードストレイトと言う、スタントマンを活用した危険事故を目の前で見ることにより、自らの体を守る学習を行っております。</p> <p>近隣の目ということで、青少年センターとしましては、こども 110 番の家の加入の依頼を行っております。</p> <p>まず、4 月の校長会議で各小中学校長先生方に依頼をして、保護者への加入の依頼のお願いをし、また、PTAの家庭教育学級合同講演会において、出張登録会を行いました。更に、明後日の連合町会の会長の方々が集まる場において、加入の依頼をしようと思っております。</p> <p>先ほどのお話で、自宅近くで被害に遭うということがありますけれども、不審者情報が今年度も今のところ、50 件起こっております。学校でも複数での登下校を促しておりますが、最終的には一人になる場面があります。不審者等は、事前に狙いをつけて、一人になった段階で襲うということが多くなっております。それについても、学校でも子どもたちに対して指導を繰り返し行っているところですので。</p>
<p>宮本市長</p>	<p>行政としても、連携して、地域の皆さんと一緒に安全確保していかなければと思います。とにかく周知啓発が一番だと思いますので、責任をもって取り組んでいきたいと思っております。</p>
<p>植松教育長</p>	<p>今朝、担当者に、平成 30 年 4 月 1 日から 1 学期、7 月までの子どもたちの交通事故の件数を、登下校中とその他で調べてもらいました。</p> <p>この 4 か月間で、小学生の事故は全部で 19 件。登下校中に 4 件、それ以外は、帰宅した後や、土日が 15 件です。中学生は、通学路での事故は 0 件です。帰宅後は 4 件です。高校生は、通学時に 2 件、その他の時が 4 件です。4 か月の間に 29 件、習志野市の子どもたちが交通事故に遭っています。通学路もしっかりやらなければなりません、やはり土日とか、夕方方の事故が非常に多いことから、多くの方々に、色々なところで子どもたちをしっかりと見守っていただけたら、大変有難いと思っております。</p>
<p>宮本市長</p>	<p>しっかりと周知をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>植松教育長</p>	<p>建築指導課長の話の中で、ブロック塀について、市民の方に通知を出したとのことですが、改善の見込みはあるのでしょうか。</p>

<p>建築指導課</p>	<p>費用もかかりますので、市民の皆さんも資金計画が必要だと思います。</p> <p>地震の翌日に、津田沼 2 丁目に高いブロック塀があり、市民の方から、「大丈夫か」との問い合わせがありました。その日のうちに現地調査を行ったところ、下から 1 メートルの部分は基礎で RC 造(鉄筋コンクリート)となっており、その上にブロック塀を 7 段位積んでいて、高さが 2.2 メートルを超えている部分もありました。</p> <p>直ぐに所有者に連絡を取り、現地確認をしていただくよう依頼しました。昨日、再度所有者に確認したところ、9 月末から 12 月にかけて、基礎を残して、上をフェンスに改修するとの回答を頂いたところであり、一步前進したと思っております。</p>
<p>古本委員</p>	<p>自分が加害者になるということを、皆さんあまり意識していないと思います。周知徹底することについてですが、市民の方々とお話をして思うのは、広報を読んでいる方が大変多いです。市で広報とホームページ、もしくは、先ほどあった、協議会の時にお話しをする、あるいは学校からの指導をまとめてするなど、色々術はあると思います。</p> <p>それからもう一つは、私は整形外科をやっているのですが、自転車の事故でやってくる患者さんがやはり多いです。実は、子どもたちが被害者になるだけではなくて、加害者になるのがとても多いです。高校生が多いのですが、朝に、お年寄りとぶつかって、子どもだから仕方がないと思い、受診すると骨折していたとか。自分たちが被害者にならないだけでなく、加害者にならないという指導や教育も、小中学生のうちから行うことも大切だと思います。</p> <p>また、これは、全部署で大人たちが考えて協力していかないと、無理だと思いますので、折角こういう機会ですので、是非皆さんで共有できたら良いと思います。</p>
<p>防犯安全課</p>	<p>今のご意見に対しまして、私どもの取り組みを述べさせていただきます。</p> <p>まず、広報につきましては、自転車乗り方等、交通安全について、見開きで 1 ページを使い、広報活動を行っております。</p> <p>その他、交通安全キャンペーン等を行っております。古本委員のお話にもありましたとおり、自転車事故が非常に多くなっております。教育長や教育委員会にご相談した結果、加害者になる方たちも含めまして、小学 6 年生に対して、昨年度から保険加入のパンフレットを全員に配ることにしました。保護者向けとして、「加害者になり 9 千万円の損害賠償を受けたケースもあることから、しっかりと保険に入ってください」といったパンフレットです。</p>

	<p>高校生の部分については、まだ出来ておりませんが、成人式では同様のパンフレットを配布して、保険の加入と、スマートフォンを使用しながら自転車を運転しないこと、イヤホンの使用をやめる、ライトを早めに点灯する、といった啓発を実施いたしました。</p> <p>小学 1 年生に対しては、保険ではなく、もう少しわかりやすい、ルール 5 原則というものが記載されたパンフレットを、保護者向けに配布しました。</p> <p>また、道路課とも連携して、カーブミラーを設置したり、坂道でスピードを出す自転車が多いことから、スピードを落とせと注意喚起のための電柱幕を、坂道に付けました。今後も、事故の多いところには、積極的に付けたいと思っております。</p>
宮本市長	<p>防犯安全課に伺います。キラット・ジュニア防犯隊の三信条とは何か、述べてください。</p>
防犯安全課	<p>「犯罪被害に遭わない」「犯罪の加害者にならない」「犯罪をさせない」です。</p>
宮本市長	<p>加害者にならないということを、キラット・ジュニア防犯隊に対してずっと言っています。知らないうちに加害者になる可能性は、意外と多いのではないかと思います。これをもう少し拡大させて、色々なところに周知するという方向性は、あると思いました。今のご意見を参考にさせていただき、何か政策に活かしていきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>それでは、今沢山出ましたご意見に対しまして、それぞれの部署において、しっかりと検討していただきたいと思います。</p> <p>日程第 3 を終わります。</p> <p>最後に日程第 4、その他といたしまして、事務局から説明がありましたら、お願いいたします。</p>
総合政策課	<p>特にはございません。</p>
宮本市長	<p>日程第 4 を終わります。</p> <p>以上で本日の日程は、全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、30 年度 第 1 回習志野市総合教育会議を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。</p>

平成 30 年度第 1 回習志野市総合教育会議 会議録

	<p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>午後 4 時 25 分終了</p>
--	---